

=====公布された規則のあらまし=====

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

予定価格の公表について、入札執行後の公表が試行できるよう所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 予定価格の公表についての試行を行う場合その他知事が必要があると認める場合は、入札の執行前に予定価格を公表しないものとする。
- (2) 施行期日は、平成21年11月1日とする。